

(仮称) 新田原臨海風力発電所計画段階環境配慮書についての留意事項

1 全般的事項

論 点	関連 ページ
事業実施想定区域（以下「区域」という。）の周辺には、既設の風力発電所が稼働していることに加え、建設中の風力発電所があることから、騒音及び超低周波音、風車の影、動物並びに景観について、本事業との累積的影響が懸念される。	P21-23

2 騒音及び超低周波音、風車の影

論 点	関連 ページ
区域周辺に住宅等が存在することから、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影による生活環境への影響が懸念される。	P228-241

3 動物

論 点	関連 ページ
区域及びその周辺には、チュウヒ等の重要な種が確認されており、また、区域の周辺には、水鳥の重要な渡来地である汐川干潟が存在することから、施設の稼働に伴う鳥類の風力発電機への衝突事故や移動経路の阻害等が懸念される。	P256 , 263-265, 282-287

<過去の審査会答申における共通的な全般的事項等の内容>

1 全般的事項

- 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。
- 事業計画の検討に当たっては、国内外の環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。

2 その他

- 方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。
- インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすることや、縦覧期間後も引き続き閲覧できるようにすることなど、住民等の理解促進及び利便性の向上に努めること。